

うるま市母子家庭生活支援モデル事業ご案内

うるま市では、母子家庭の子どもの心身の健全な発達を支援するため、生活、住宅、教育、就労などさまざまな課題を抱えている母子家庭に対して、民間アパート等を借上げ、地域の中で自立した生活を送れるように、「うるま市母子家庭生活支援モデル事業」を実施致します。

○対象支援者

子どもの生活環境の改善を中心に支援を必要としている母子家庭で、以下の要件をすべて満たす方。

①市内に住所（原則3ヶ月以上）があり児童扶養手当を受給していること。

②18歳未満の児童を養育していること。

③支援期間内に自立に向けた具体的な目標及び意欲のある方。

〈優先される方〉 児童が3人以上いる方、または1才未満の乳児がいる方。

※生活保護法の住宅扶助を受けている方や公営住宅に入居している方は支援対象外になります

○支援内容

住宅支援のほか、専任のコーディネーターにより、生活、子育て、就労など支援対象母子家庭の各個別事情に応じた自立支援計画を作成し、総合支援を行います。

《住宅支援とは》

拠点事務所「マザーズスクエア うるはし」のある、うるま市みどり町近隣地域に借り上げたアパート等の支援居室を提供します。

その際の敷金・礼金や月々の家賃の費用負担はありませんが、毎月の生活費（食費、光熱水費、駐車場代など）や退所時の原状回復に要する費用は自己負担となります。

○支援期間

原則1年ですが、必要と認めた場合は延長される場合もあります。

○対象母子家庭世帯数

概ね10世帯を予定しています。支援対象母子家庭が10世帯を超えた場合は支援が出来ないこともあります。

◆お問合せ先◆

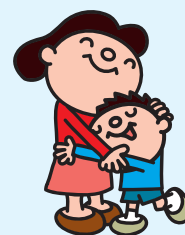
「マザーズスクエア うるはし」 ☎098-972-7900

住 所：うるま市みどり町6-2-8

相談日時：月曜日～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:00

（年末年始、日曜、祝祭日を除く）

※本事業は、うるま市（児童家庭課）が沖縄県母子寡婦福祉連合会に委託して行っています。



11月は児童虐待防止推進月間です

「さしのべた その手がこどもの 命綱」

虐待かどうか迷う場合でも、ご連絡ください。連絡者の秘密は守られます。

連絡は告発することではなく、支援のはじまりです。

身体的虐待	なぐる、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど
心理的虐待	脅し、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV）など



家庭児童相談室では、虐待の相談の他にも日ごろ悩んでいる育児の事や、お子さん（0歳～18歳未満）本人からの相談も受けております。

家庭児童相談室 ☎973-5041 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000

知っていますか？DV（ドメスティック・バイオレンス）

DVとは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あった）者からの暴力のことをいいます。

身体的な暴力のほか暴言や無視、ストーカー行為、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は人の安全・尊厳・健康を脅かす行為であり、どんな間柄（夫婦、恋人、親子など）であっても決して許されるものではありません。

◆ひとりで悩まないでまずご相談を◆

女性相談（児童家庭課）☎973-5041

中部配偶者暴力相談支援センター ☎938-9886

